

第2回 奈良県LPガス料金高騰対策事業
【Q & A】

令和6年3月

一般社団法人 奈良県LPガス協会
補助金センター

【交付申請について】

Q 1 : 交付申請書はいつまでに提出したらよいですか。

A 1 : 4月22日(月)から5月10日(金)までに提出してください。交付申請書を提出しないと支援金の交付対象者とならず、当該事業者の消費者は支援金の対象とならないこととなりますので、全販売事業者のご協力をお願いします。

Q 2 : 県内に営業所(支店)が複数ある場合は、本社から申請するのですか。それとも各事業所が各々で申請するのですか。

A 2 : 県内に本社がある場合は本社で一括して申請をお願いします。県外に本社がある場合は、奈良県内の代表営業所(支店)より一括して申請をお願いします。

Q 3 : 交付申請書(第1号様式)の添付書類、県税の納税証明書(全科目)の写しですが、県外の事業者(奈良県に納税していない事業者)は、提出が必要ですか。

A 3 : 必要ありません。

Q 4 : 交付申請時と実績報告時で、対象件数に差が出て問題ありませんか。

A 4 : 多少の増減は問題ありませんが、4月22日時点で供給契約を締結している消費者(メーター戸数)が対象です。LPガス事業者賠償責任保険の消費者戸数との整合性に留意していただきますようお願いいたします。

【支援金の対象者等について】

Q 1 : 支援の対象者を教えてください。

A 1 : 4月22日時点で奈良県内のLPガス消費者であること。

①液化石油ガス法で定める一般消費者等（一般家庭の他飲食店、マーケット 旅館、病院(私立)、学校(私立)、福祉施設、事務所等を含む。）です。工業用、質量販売、公共施設(支払原資が税金)は対象外です。

②ガス事業法で定めるコミュニティーガスの消費者

※指定旧供給地点に供給されている販売事業所は、事前に「特別供給条件許可申請書」を近畿経済産業局へ提出していただかないと、値下げ等供給約款以外の内容でガスを供給することはできません。

また、ガス事業法第14条及び第15条に基づく供給条件の説明義務及び書面交付義務がありますので、詳しくは日本コミュニティーガス協会近畿支部にお問い合わせください。

問合せ先：(一社)日本コミュニティーガス協会近畿支部

TEL : 06-6231-3226 Fax : 06-6231-3237

Q 2 : 支援の対象期間の使用量が少量(1 m³未満)の場合や使用量がない(0 m³)の場合は対象となりますか。

A 2 : 契約が継続中で、かつ基本料金など毎月のガス料金が発生している場合は対象となります。閉栓中は対象となりません。

Q 3 : 1世帯に複数メーターを取り付けている場合はどのように考えたらよいですか。

A 3 : 現に供給しているメーターの数が値引きの対象となりますので、複数のメーターを取り付けている場合はメーターごと(契約ごとに)に値引きを実施してください。

Q 4 : 1世帯に2つの計量メーターがあり1契約としている場合(基本料金がひとつで、計量メーターが複数設置されている場合)、計量メーターあたりではなく、1契約単位を値引き対象としてよいのでしょうか。

A 4 : 上記で問題ございません。1契約2,800円で考えてください。
(手引きP2の※及び上記Q3との違いに注意してください。)

Q 5 : 料金を滞納している場合は対象となるか。

A 5 : 支援対象期間の請求額から値引きすることは可能ですが、過去の滞納分からはできません。

Q 6 : 事業所などで使用されている場合も対象に含まれるか。

A 6 : 用途が冷暖房用や飲食の調理用、風呂等の湯沸かし用など、液化石油ガス法の一般消費者等に該当する場合は対象となります。

【値引きの実施について】

Q 1 : いつの請求時に値引きをしたらよいですか。

A 1 : 令和 6 年 6 月分まで請求分で実施してください。検針日は検針方法、締切日も事業者によって異なりますので、各事業者で支援額が 2,800 円に近づくよう値引きを行ってください。下記パターン 2 及び 3 のように 2 月に分けて 1,400 円ずつ値引きをすることを推奨します。

| | パターン 1 | パターン 2 | パターン 3 |
|--------|--------|--------|--------|
| 4 月検針分 | — | 1,400 | — |
| 5 月検針分 | 2,800 | 1,400 | 1,400 |
| 6 月検針分 | — | — | 1,400 |
| 合 計 | 2,800 | 2,800 | 2,800 |

Q 2 : 一般消費者等への支援額の明示方法はどのように行えばいいですか。

A 2 : 検針票、請求書等に、減額されていることを確認することができるような内容を記載してください。請求書等の通信欄に「県の支援により〇〇円減額しています。」等明示をお願いします。

Q 3 : システムの都合上、支援額を表示できない場合はどのようにしたらよいですか。

A 3 : 支援額を明示した別紙を添付するなど、可能な方法で対応をお願いいたします。手引き P16《お客様へ》をご参考ください。

Q 4 : システムの都合上で税込み表示しかできない場合はどうしたらよいか。

A 4 : 消費税の計算等に誤りが生じないよう留意したうえで対応をお願いします。

(税抜表示の値引き例)

$$\begin{array}{r} \text{税抜き 5,000 円の場合 ; } 5,000 \text{ 円 (税抜)} - 2,800 \text{ 円 (税抜)} = 2,200 \text{ 円} \\ \text{消費税} \quad 220 \text{ 円} \\ \hline \text{消費者への請求額} \quad 2,420 \text{ 円} \end{array}$$

(税込表示の値引き例)

$$\begin{array}{r} \text{税込み 5,500 円の場合 ; } 5,500 \text{ 円 (税込)} - 3,080 \text{ 円 (税込)} = 2,420 \text{ 円} \\ \hline \text{消費者への請求額} \quad 2,420 \text{ 円} \end{array}$$

★ 税込み表示しかできない場合は、消費税法上の関係からお取引の税理士等にご相談ください。

Q5 : 企業努力で値上げしていない消費者についてはどうなるのか。

A5 : 財源が国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ですので、支援をお願いします。

Q6 : 支援対象期間は一切のLPガス料金の値上げはしてはいけないのか。

A6 : 調達価格の上昇などを理由とする値上げは行っていただいても差し支えありません。ただし、社会通念上相当と認められる金額以上の値上げを行うなど、意図的と捉えられることのないようご留意願います。

Q7 : 消費者へ2,800円の支援(値引き)を行う際、直接現金にて給付しているですか。

A7 : 行ってはいけません。必ずガス料金より支援(値引き)をお願いします。

Q8 : 県民へのPRはどのようにするのか。

A8 : 下記の広報を予定しています。

- ・ホームページ(県、協会)でのPR(4月中旬)
- ・チラシを作成し、4月上旬から事業者宛に送付予定(4月中旬に事業者より消費者に配布)

【実績報告書について】

Q 1 : 実績報告書はいつ提出するのか。

A 1 : 6月1日(土)から7月19日(金)の期間内に様式にあります添付書類を添えて、交付申請されたすべての事業者の提出をお願いします。7月19日が提出期限となっておりますので、期限に間に合うように支援の件数や支援した金額の合計額を確定していただく必要があります。

交付対象世帯一覧表について、必要項目が記入されていれば様式は問いませんが、交付申請事業者様及び補助金センターの業務軽減のため、極力協会の書式をご利用ください。また交付対象世帯一覧表の消費者名は顧客番号や苗字だけで可とし、実績報告書提出後、支援実績を確認できる帳票等の書類提出をお願いします。複数回に渡って支援した消費者については、合計の支援額が確認できるように交付対象世帯一覧表の提出をお願いします。(「交付申請書の手引き」 P14 第3号様式添付資料参照)

概算払いを選択された事業者において、実績報告書の金額が概算払額を下回った場合は返金(振込手数料は事業者負担)していただくこととなります。

Q 2 : 交付対象世帯一覧表の提出は省略できませんか。

A 2 : 県の補助金ですので、根拠資料の確認が必要となります。対象消費者すべての一覧表を提出してください。

【「交付対象世帯一覧表」の確認について】

Q 1 : 支援を実施したことが確認できる書類とはどのようなものを提出すればよいか。

A 1 : 協会は、提出いただいた実績報告書の確認作業を順次進めます。その段階で、協会が選択した消費者のガス料金を支援したことがわかる請求書やweb明細等を提出してください。

ご不明点等ございましたら、協会へ随時ご連絡ください。

Q 2 : 確認作業において誤りが判明した場合はどうなるのか。

A 2 : 提出書類の修正や、必要に応じて追加資料の提出を求めたり、現地調査等を実施する場合があります。

【支援金の支払いについて】

Q 1 : 実績報告書兼請求書を提出してから支援金の支払いまではどのくらいの期間を要しますか。

A 1 : 7月19日までに提出いただいた書類を、協会にて書類が届き次第確認作業を実施します。確認ができた事業者には「支援金額決定通知書」(第4号様式)を送付し7月26日から週単位での振り込みを予定しています。

以上